

声明——菅義偉内閣総理大臣による日本学術会議会員の任命拒否について

2020年10月4日
近畿大学教職員組合

私たち近畿大学教職員組合は、学術研究に深く関わる大学人として、今般の日本学術会議会員の任命拒否に強く抗議いたします。

すでに報道されているように、菅義偉内閣総理大臣は10月1日、日本学術会議が推薦した会員候補者のうち6名の任命を拒否しました。これは、前例のないきわめて異例のことですが、政府は「法に基づき対応した」とするのみで、その理由を説明していません。

日本学術会議の会員は、同会議の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命することとなります（日本学術会議法7条2項）。当初は選挙によって会員が選出されていましたが、1983年の改正で登録学術研究団体からの推薦に基づき総理大臣が任命するという方式に変更され、2004年の改正では日本学術会議の推薦に基づき総理大臣が任命するという現在の方式に変更されました。

2018年に任命を拒否することができるように解釈変更がなされた可能性を示唆する報道もありますが、そのような解釈変更があったとするならば、問題はより深刻であると考えます。1983年改正の際の国会審議で、中曽根康弘総理大臣は、「これは、学会やらあるいは学術集団から推薦に基づいて行われるので、政府が行うのは形式的任命にすぎません。したがって、実態は各学会なり学術集団が推薦権を握っているようなもので、政府の行為は形式的行為であるとお考えくだされば、学問の自由独立というものはあくまで保障されるものと考えております」（1983年5月12日参議院文教委員会、第98回国会参議院文教委員会会議録8号34頁）と述べましたが、これは日本学術会議会員の任命権を形式的なものとすることによって、学問の自由を担保したものだといえるでしょう。もし2018年に解釈変更があったとすれば、それは学術会議会員の任命を形式的任命とすることで学問の自由を担保する任命制の根幹部分を損ねるものであり、憲法違反の疑義が濃厚となります。

日本学術会議が推薦した候補者6名について、会員への任命を菅総理大臣が拒否した理由は現時点では明らかになっていませんが、もし今回の任命拒否が候補者の研究内容や政府の政策に対する批判的な言説を理由とするものであれば、日本学術会議法の規定に違反する疑義が濃厚であるのみならず、日本国憲法23条が保障する学問の自由に対する重大な脅威ともなり、到底看過することはできません。

日本学術会議は、「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」旨の声明（1950年）で、「その創立にあたって、これまで日本の科学者がとりきたった態度について強く反省するとともに、科学文化国家、世界平和の礎たらしめようとする固い決意を内外に表明した」と宣言しています。これは、戦前・戦時下において多くの研究者が戦争遂行に協力したことへの反省を示すものであり、以来、その独立性を維持してきました。現在の会員推薦方式が最良のものであるかという判断は留保しますが、今後もし方式を変更するとしたら、そ

のための議論は開かれたものであるべきです。今回の任命拒否がどのような理由によるものであるにせよ、秘密裡に政府の一存で決定されることは断じて許されることではありません。

私たち近畿大学教職員組合は、今回の日本学術会議会員の任命拒否を学問の自由の危機に繋がるきわめて深刻な事態であると考えます。これはもはや日本学術会議という一組織の問題ではなく、学術研究全体に関わる問題です。学問の自由があつてこそ、すべての研究者は正常な研究活動が保障されるのです。さらに、こうした恣意的な法解釈・行政運用は、研究以外にも、国民生活のあらゆる面に影響し、国民を圧迫してくるでしょう。大学人としても労働組合としても、到底看過することはできません。今般の任命拒否に強く抗議するとともに、任命拒否の理由の開示、および、拒否された6名の速やかな任命を求めます。

以上